

滋賀県動物愛護管理推進計画(概要)

第1章 計画の趣旨および位置付け

1 計画の趣旨

動物が命あるものであることを基本に、動物について関心と理解を深め、動物を適正に取り扱い、飼養管理することにより、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けてこの計画を策定します。

2 位置付け

動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国の示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して県が取り組む動物愛護および管理に関する具体的な計画として策定します。

3 計画期間

平成20年度から平成29年度までとします。

第2章 計画の基本方針

1 動物の愛護および管理に関して実施すべき施策に関する基本的な方針

- (1) 動物飼養者および事業者の責務の徹底
動物飼養者や、動物を取り扱う事業者には、動物を適正に飼養管理し、人と動物双方の健康と安全を保持する責務を徹底するための施策を展開します。
- (2) 動物の愛護と動物に関する知識の普及啓発の推進
県民の動物愛護意識を高めるとともに、動物の適正な取り扱いに関する正しい知識の普及啓発を実施します。
- (3) 関係機関、団体との連携と協働による施策の推進
計画の実施にあたっては、県や各関係機関、団体および県民とが連携・協力できる体制を構築します。

2 動物の飼養および保管に関する基本事項

動物飼養者は、命ある動物に対し愛情を持って取り扱い、人と動物の共生に配慮するため、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 動物の種類、生態、生理に応じた適正飼養、終生飼養
- (2) 動物による危害の防止、動物の脱走防止
- (3) 動物の飼養施設内外の清潔保持、生活環境の保全に支障が生じない範囲の頭数の保持
- (4) 公共の場所等の清潔の保持
- (5) 動物由来感染症に関する知識の習得、動物の健康管理

第3章 具体的な施策

滋賀県の現状

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、ペット動物が家族化飼養される動物の数や種類の増加、ペット動物に対する価値観の多様化、動物の不適正な飼養に起因するトラブルの発生

飼えなくなり、県に引き取られて致死処分される犬ねこの存在、動物を命あるものとして正しく取り扱う気運の高まり、関係機関、団体、ボランティア等との連携体制の不足

滋賀県では、基本的な方針に基づき、次の9つの施策に係る各種事業を実施します。

10年後の数値指標：犬・ねこの収容頭数の半減（犬 700頭 ねこ 1,000頭） 犬・ねこの返還・譲渡率の倍増（犬 60% ねこ 10%）

施策1 動物の適正飼養の推進

- 1 犬・ねこ等の適正飼養の推進
 - (1) 飼養者への適正飼養の啓発
 - (2) 地域における適正飼養の啓発
- 2 危害発生防止の推進
- 3 特定動物の適正飼養の啓発
- 4 野生生物、外来生物の適正飼養啓発

施策2 動物の終生飼養の推進

- 1 終生飼養の普及啓発
- 2 動物の遺棄防止の推進
- 3 鑑札、名札等、所有者明示措置の推進
- 4 避妊・去勢措置の啓発の推進
- 5 飼えなくなった動物の飼養者を探す仕組みづくり

施策3 狂犬病予防の推進

- 1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- 2 狂犬病発生時対策

施策4 動物取扱業の適正化

- 1 動物取扱業施設に対する立入検査の徹底
- 2 動物取扱業者の資質の向上
 - (1) 動物取扱責任者講習会の開催
 - (2) 動物取扱業者の自主的な資質向上の取組支援
- 3 動物の販売時説明の徹底を指導

施策5 動物の返還・譲渡の推進

- 1 飼養者への返還の推進
- 2 譲渡事業の推進

施策6 動物愛護の普及啓発

- 1 動物愛護普及啓発事業の効果的な実施
- 2 教育機関との連携
- 3 情報提供
- 4 身体障害者補助犬等の普及啓発

施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」および「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発

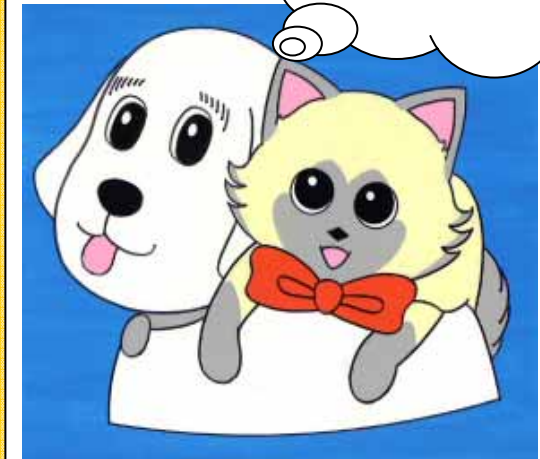
施策8 災害時等の体制整備

- 1 動物による危害防止
- 2 地域における災害発生時対応の体制整備
- 3 対応マニュアルの作成

施策9 関係者間の協力体制の構築

- 1 県における連携体制の構築
・関係機関、市町、動物関係団体等で構成する協議会の設置
- 2 地域における連携体制の構築
- 3 動物愛護推進員の委嘱

人と動物が共生する豊かな社会の実現に向けて



第4章 計画の総合的な推進

1 計画の周知

- ・市町、関係機関、関係団体への周知
- ・広報、ホームページ等による県民への周知

2 県民の意志の反映

- ・県民に広く意見を求め、施策に反映

3 計画の進行管理

- ・達成状況の把握、評価
- ・5年後をめぐりに必要に応じて見直し